

庄原市障害者福祉 ハンドブック

【令和元年版】



令和元年版の主な変更点

- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入事業の助成対象が追加・・・・・・・・・・・・・・・・（9ページ）
- ・コミュニケーション・情報伝達に住民告知放送FAXでの情報伝達・サポートファイルの情報を追加
・・・・・・・・・・・・・・・・（10～11ページ）
- ・障害基礎年金・各種手当の額が改定・・・・・・・・・・・・・・・・（17～19ページ）

※ このハンドブックは、令和元年8月1日現在で作成しています。
今後、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

目次

1	障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	障害者福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	補装具・日常生活用具・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	コミュニケーション・情報伝達・・・・・・・・	9
5	移動・外出・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6	住まい・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	日常生活の援助・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	税金・公共料金の減免等・・・・・・・・	16
9	年金・手当・貸付等・・・・・・・・	17
10	医療・・・・・・・・	19
11	相談窓口・・・・・・・・	22

■ 重度心身障害者在宅介護手当

内 容	<p>重度の障害を有する方の介護者に手当を支給します。 支給額 5,000円（月額） 原則として8月、12月、4月にそれぞれ前月分までを支給します。</p>
対 象 者	<p>次のいずれにも該当する方を在宅で介護している介護者 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ②65歳未満で、次のいずれかに該当する方 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している方 ・18歳以上で、障害支援区分認定において区分5又は6と認定された方 ③庄原市在宅高齢者家族介護慰労金支給要綱に定める「在宅高齢者」でない方</p>
手続に必要なもの	① 印鑑 ②振込先の金融機関口座を確認できるもの（通帳等）
申 請 窓 口	<p>社会福祉課 障害者福祉係（0824-73-1210） 支所 地域振興室（東城：市民生活室）（21ページ参照・西城支所は②）</p>

■ 児童扶養手当（平成31年4月から額が改定）

内 容	<p>児童の保護者が一定要件に該当する場合に手当を支給します。 児童1人の場合…全額支給 42,910円（月額） 一部支給 42,900～10,120円（月額） 児童2人以上の場合の加算額…2人目全額支給10,140円（月額）一部支給10,130～5,070円（月額） 3人目以降1人につき 全額支給6,080円（月額）一部支給6,070～3,040円（月額） 原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までを支給します。 ただし、令和元年11月より年3回支給から年6回（奇数月）支給に変わります。</p>
対 象 者	<p>児童の母または父が一定の障害を有する場合に、当該児童を養育する他の保護者 ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。 ①児童が里親に委託されている場合 ②児童が児童福祉施設等に入所している場合 ③請求者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合 ④児童の障害を事由として公的年金を受給している場合 ※この手当は、離婚等による母または父の不在など、その他の要件によっても支給されます。</p>
手続に必要なもの	①印鑑 ②戸籍謄本 ③所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ④年金手帳 ⑤請求者と対象児童の健康保険証 ⑥振込先金融機関の通帳 ⑦その他添付書類
申 請 窓 口	<p>児童福祉課 児童福祉係（0824-73-1192） 支所 地域振興室（東城：市民生活室）（21ページ参照・西城支所は②）</p>

■ 特別児童扶養手当（平成31年4月から額が改定）

内 容	<p>中・重度の障害を有する児童（20歳未満）を監護する保護者に手当を支給します。 1級障害…52,200円（月額） 2級障害…34,770円（月額） 原則として4月、8月、11月に支給します。</p>
対 象 者	<p>身体・知的又は精神に中・重度の障害がある20歳未満の児童を監護する父、母または父母に代わってその児童を養育している方 ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。 ①児童の障害を事由として公的年金を受給している場合 ②児童が児童福祉施設等に入所している場合 ③父、母または養育者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合</p>
手続に必要なもの	①印鑑 ②戸籍謄本 ③所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ④療育手帳または身体障害者手帳をお持ちの方はその手帳 ⑤診断書（省略できる場合あり） ⑥振込先金融機関の通帳 ⑦その他添付書類
申 請 窓 口	<p>児童福祉課 児童福祉係（0824-73-1192） 支所 地域振興室（東城：市民生活室）（21ページ参照・西城支所は②）</p>